

**木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について**

町では、地震災害対策の一つとして、「木造住宅耐震改修補助事業」を実施しております。

これは、木造住宅の耐震改修工事に係る費用の3分の2を補助する制度で、最大で60万円を限度に町が助成します。

また、「木造住宅耐震診断」は一般診断法により建物の構造評点を算出するもので、木造住宅の耐震改修補助を受ける際には必要となります。町では平成17年度より無料で実施しており、今年度も引き続き30戸の調査を予定しておりますが、予定戸数を超えた場合は、選考により来年度の調査にさせていただきますことご了承ください。

**○耐震診断**

**■対象**

- 次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。
- ・一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法で建築されたもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・一戸建ての専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）

- ・3階建て以下で現に居住しているもの
- 申込方法

今月、自治会回覧する記入例を参考に各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要書類を添えて役場総務課（大島庁舎）または各総合支所、出張所に提出してください。

**■募集期間**

6月17日(月)～7月31日(水)

**○耐震改修**

**■対象**

- 次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。
- ・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの
- ・耐震改修工事により上部構造評点が0.7以上に向上するもの
- ・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの
- ・町税を滞納していない人

**■申請方法**

- 次の書類と印鑑を持参し、総務課（大島庁舎）で手続きしてください。
- ・対象住宅の固定資産評価証明書
- ・耐震診断結果報告書

- ・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
- ・改修工事費の見積書、内訳書

**■問い合わせ** 総務課

☎0820(74)1000

**教科書見本等展示します**

**■期限**

7月31日(水)まで

(土曜・日曜・祝日は除く)

**■時間**

午前8時30分～午後5時15分

**■場所** 町教育委員会 2階

(東和総合センター内)

**■問い合わせ**

教育委員会 学校教育課

☎0820(78)2204

**自衛官募集の説明会**

自衛官募集説明会を3会場で開催します。時間内にお越しただければ担当者が説明します。

**■開催場所および日時**

○久賀総合センター

7月7日(日)・8月1日(木)

○大島文化センター

7月19日(金)

○橘総合センター

7月19日(金)・8月2日(金)

※時間はどの会場も午後1時～4時

**■問い合わせ**

めざせ!

**かしの消費者**

健康食品の送りつけに注意!

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

または町商工観光課

☎0820(79)1003

**【相談】**

知らない業者から「以前注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。申し込んでいないと断ったが、「注文時の録音もある。裁判にしてもいい。」などと言われ、つい承諾してしまった。受け取りたくない。

**【処理】**

送りつけ商法（「ネガティブ・オプション」ともいう）と呼ばれる手口であり、商品が届いた場合は、クーリング・オフをするよう助言した。

**ワンポイント講座**

山口県内の消費生活相談窓口寄せられた「健康食品」に関する相談のうち、販売方法が「ネガティブ・オプション」または「電話勧誘販売」の相談件数は、2009年度以降増加傾向にあります。特に2012年度の相談件数は前年度比の約3倍となっています。

相談事例のように申し込んだ覚えもなく、購入するつもりもないのであれば、きっぱりと断りましょう。承諾してしまつた場合でも、契約書面を受け取つてから8日間以内であればクーリング・オフができます。

なお、電話で断つたにも関わらず、商品が届いてしまった場合は、受取拒否をしてください。

何かおかしいな?心配だな?と感じたら、まずは最寄りの消費生活相談窓口か、県消費生活センターへご相談ください。